

埼玉県建築工事成績評定要領

制定	昭和59年	4月	1日
改定	平成3年	4月	1日
改定	平成8年	5月	1日
改定	平成14年	4月	1日
改定	平成15年	1月	1日
改定	平成17年	4月	1日
改定	平成18年	4月	1日
改定	平成18年12月		1日
改定	平成19年10月		1日
改定	平成20年	4月	1日
改定	平成23年	4月	1日
改定	平成29年	4月	1日
改定	平成31年	4月	1日
改定	令和2年	4月	1日

(目的)

第1 この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第7条に基づき、埼玉県が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、別表1に示す工事については、評定を省略することができる。

2 前項のもののうち、中間検査を実施したときに行う成績評定の対象は、当初請負代金額が1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の新築又は増改築工事とする。（改修及び解体工事を除く。）

(評定の内容)

第3 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は以下の者とする。

- 一 埼玉県建設工事検査要綱第2条の規定による検査員。
- 二 工事を公平、公正に評価し得る者として、その工事を所管する課（所）長が所属

の職員のうちから指定する工事成績評定員。

三 埼玉県建築工事監督要綱第2条の規定による監督員。

(評定の方法)

- 第5** 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して、工事成績採点表、細目別評定点採点表及び工事成績評定表により、的確かつ公正に行うものとする。
- 2 監督員及び工事成績評定員である評定者は工事完成のとき、検査員である評定者は中間検査及び完成検査実施のとき、それぞれ評定を行うものとする。
- 3 デザインビルド方式等、特殊な方式により建築工事・電気設備工事・機械設備工事が2工種以上複合している工事については、監督員及び検査員がそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって評定できるものとする。
- 4 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して行うものとする。ただし、工事の評定者となる監督員又は検査員が2人以上いる場合には、それらの者が協議の上評定を行うものとする。
- 5 工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関して、受注者は実施状況を工事完成通知書と同時又はそれ以前に提出することができる。様式は工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況による。
- 6 前項により提出された内容については、監督員と工事成績評定員が協議の上、工事成績評定に適切に反映させるものとする。
- 7 総合評価方式を活用した工事における「技術資料の内容の不履行」に関して、工事成績評定員が評定を行うものとする。

(成績評定の報告)

- 第6** 評定者は、工事が完成したときに工事成績評定表により発注課所長に報告するものとする。
- 2 評定者は、第5第2項に規定する評定を実施の都度、工事執行管理(成績評定)システムに成績情報を入力するものとする。また、工事執行管理(成績評定)システム未導入の課所においては、業者情報管理システムに総評点及び施工状況(安全対策)の得点を入力するものとする。

(評定結果の通知)

- 第7** 発注者は、別に定める「埼玉県建築工事成績評定結果通知公表要領」により、受注者に対して評定結果を通知し、公表するものとする。

附 則

この要領は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

別表1 評定を省略することができる工事

主たる工事内容が、都市ガス工事、標識工事、サイン工事、設備機器分解修理、機器等製作工事（据付け工事を含まない。）、外柵工事、畳工事、単価契約工事のいずれかに該当する工事
--

その他、発注課所長が認めた工事 (建設管理課長あて協議が必要)
